

京都市へのふるさと納税で 出走権プレゼント!

(京都市スポーツ振興サポートランナー)

京都市スポーツ振興基金への寄付募集

寄付金の
受付期間

平成
28年

7月20日(水)~11月25日(金)

先着500名限定!

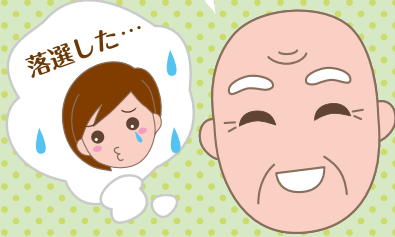
※納付書利用の場合は11月11日(金)まで

10万円の
寄付で1人
出走可能!
※参加料は別途必要

最大98,000円の税控除
が受けられます!

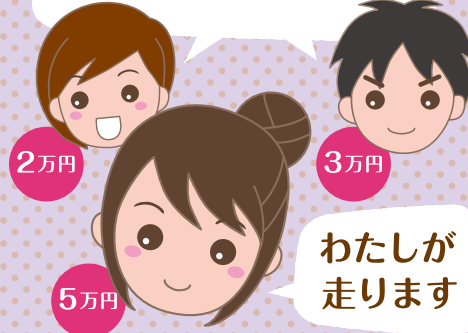
あの子を
走らせてあげたい

落選した...



寄付者以外のお走もOK!

＼応援します!／



複数人での寄付もOK!

税控除の手続きは
申請書だけでOK!



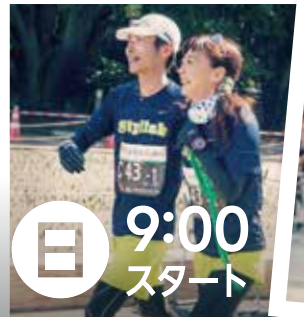
ふるさと納税
ワンストップ特例
申請書

確定申告不要!

※確定申告が不要な給与所得者等が対象

寄付金の使い道は?

京都マラソンの大会運営、スポーツ振興に関する事業、スポーツ施設の整備などの財源として活用されます。



京都マラソン
2017

平成
29年

2月19日



9:00
スタート

発行・お問合せ 京都市文化市民局市民スポーツ振興室 ☎075-366-0314 (平日8:45~17:30) FAX:075-213-3367

大会当日はノーマイカーデーにご協力をお願いします。



京都市印刷物第284315号
平成28年7月発行
この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

ふるさと納税枠(京都市スポーツ振興サポートランナー)寄付金額・募集定員

- ① マラソン 10万円以上 先着480名
- ② ペア駅伝 20万円以上 先着10組20名

寄付された方が指名した方(本人を含む)に、「京都市スポーツ振興サポートランナー」として京都マラソン2017の出走権をプレゼント。
※出走にあたってのセッケンやスタートブロックは一般ランナーと同様です。

お申込みは簡単2ステップ!

① 寄付金の入金

平成28年 11月25日(金)17時まで
※納付書での入金は平成28年11月11日(金)まで

京都マラソンホームページから「ふるさと納税枠(京都市スポーツ振興サポートランナー)」ページへアクセスし、手続きをお願いします。



まずは寄付金ね!
クレジット引き落としで簡単!
ポイントもたまる!

※使用可能なカード

JCB / VISA / MasterCard
AMERICAN EXPRESS / Diners

※納付書での入金を希望される方は下記連絡先にお電話ください。

② 参加料の入金

平成28年 11月28日(月)まで
※ランネット以外での入金は平成28年11月24日(木)まで

寄付金の入金後4日以内に、京都マラソン事務局から、出走される方にエントリーサイト(ランネット)の「ふるさと納税枠専用URL」をお知らせします。必要事項を入力し、参加料の入金をしてください。

ランネットで
手続きが可能に



※ランネットを利用しない方は、下記連絡先までご連絡ください。



エントリー完了!!

- ・参加料の入金確認後速やかにメール又はお電話で登録完了のご連絡をします。
- ・1月下旬頃に参加案内を送付します。

連絡先: 京都市文化市民局市民スポーツ振興室 TEL. 075-366-0314

- ご注意 -

ワンストップ特例制度申請書は郵送します。同制度をご利用の方は、申請書を京都市へ提出してください。確定申告が必要となる方は寄付いただいた際の領収書(クレジットカードの場合は京都市から発行する受領書)が必要となりますので、大切に保管してください。※領収書等は再発行できません。

- ※サポートランナーの受付は原則個人でご寄付いただいた方に限ります。法人でのお申し込みは、京都マラソン協賛企業のみに限ります。
- 法人でお申し込みされる場合は、必ず事前にお問い合わせください。
- ※主催者が許可した場合を除き、売買等の商業的利用を禁止します。
- ※寄付金の入金人数が定員に達し次第、募集を終了します。

ふるさと納税って?

自治体に寄付した場合、寄付額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。



年収などに応じて税金が控除! (平成27年度から大幅拡充!)

■例: 給与所得者(扶養家族なし)が10万円寄付した場合の目安

年収額	税控除額	実質的な負担
300万円	37,103円	62,897円
500万円	66,906円	33,094円
670万円~	98,000円	2,000円

※実際の控除額は収入や家族構成、年間の寄付額等によって異なります。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当にお問い合わせください。



年収670万会社員の場合
(ワンストップ特例対象者)

10万円寄付したけど、翌年度の住民税が98,000円控除される(安くなる)から、実質2,000円の負担ということなのね!

ワンストップ特例で手続きもカンタン!



手続きは簡単! 確定申告不要! (ふるさと納税ワンストップ特例制度)

指定の特例申請書を寄付先の自治体に提出することで、**確定申告等をしなくても、寄付金控除が受けられます。**

■特例制度の対象となる方 以下の①②の両方に当てはまる方

- ① 確定申告を行う必要がない給与所得者等で、他の税控除の申告のために確定申告又は住民税申告を行わない方
- ② 地方自治体への寄付が年間5団体以下の方

■注意事項

- ・医療費控除等、他の税控除の申告のために確定申告等をする場合は、特例制度の対象とならず、本寄付金控除の申告も行う必要があります。
- ・ワンストップ特例制度を利用した場合、所得税の軽減相当額を含め、個人住民税からまとめて控除を受けることになります。

< 手続きのイメージ >



※②の用紙は寄付の入金確認後にお送りします。